

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年7月9日18時00分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただいまから、第13回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。まず始めに、本部長である知事からごあいさつをお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。前回、令和2年6月18日に開催した本部会議で自粛要請を大幅に解除してから約3週間が経ちました。この間、県民や事業者の皆さんにはご協力いただいたことに感謝申し上げます。最近の感染状況については、東京で一昨日、6日連続で3桁の新規感染者数、そして今日は200人を超えて224人という大変な感染者数になっています。首都圏全体でも、感染者数が増える傾向にあります。

本日の会議では県内の感染状況を確認し、県民や事業者の皆さんに今、どのようなことをお願いすべきなのか議論したいと思います。

また、全国的にはプロ野球やJリーグに明日以降は観客を入れて試合をするという動きが見られる中で、大規模イベントの開催制限の段階的解除についても議論します。Withコロナの時代、コロナとともに生きていく時代です。その中で、社会経済活動との両立をしっかりと図ることが大事です。引き続き、全庁を挙げた取組が欠かせないので、本日は真剣な議論をしたいのでどうぞよろしくお願いします。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。それでは、本日の次第ですが、議題は大きく2点あります。1点目は県内の感染状況について、2点目は県の対処方針の改定についてです。リモート会議の皆さんにおいては、全体で24ページの資料です。

まず、議題の1に関して、2ページ目、健康医療局長からお願いします。

（健康医療局長）

神奈川県内における新型コロナウイルス感染状況の資料に沿って説明します。

1番の県内のコロナウイルス感染状況ですが、令和2年5月25日の緊急事態宣言解除の後、県内の感染者の状況について、新規陽性患者数が10人以下の状況が同年6月29日まで続いていたところです。

しかし、同年6月30日にホストクラブでのクラスターが発生したことを受け、7月に入ってからはそれまでに比べ、増加傾向にある状況です。新規陽性患者数の推移は、棒グラフのとおりです。

2番ですが、直近1週間、令和2年7月2日から同年7月8日の神奈川警戒アラートのモニタリング指標の状況についてです。モニタリング指標として下の表にあるとおり、神奈川県はK値、新規陽性患者数、感染経路不明者の割合の3つがありますが、新規陽性患者数は10名以上、それと感染経路不明率の割合が10%以上という2つの指標において、表のとおり基準を超えている状況です。そして、K値は、4日連続で予想曲線から外れ、上向きの角度で上昇を続けた場合がK値の発動状況とありますが、同年7月7日から一度下がり、これは未だ満たしていないので、感染の状況の3つの指標が全て発動基準に達している状況ではないということから、神奈川警戒アラートを発動しないという状況です。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございます。まず、本県における感染状況について、データで説明しましたが、これに関し、ご意見・ご質問等ございますか。

(本部長(知事))

阿南統括官はこれをどのように見ますか。警戒アラートを発動するギリギリのラインのように見えますが。

(阿南医療危機対策統括官)

確かに、K値は頭を下げているので3項目は満たしていないのですが、最初のグラフを見てのとおり、新規陽性患者数が平均10人以上で非常に多いです。

それから、感染経路不明の割合は50%を超えているので、未だ予断を許さない状況であろうと考えます。当面はしっかりと注視、監視していくスタンスを取るべきであると考えます。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

今、阿南統括官から、未だ気を緩める状況でないとお話いただきました。こうした状況を踏まえ、3ページ目、新たな推計モデルについてと、4番の神奈川警戒アラートの発動基準の見直しについて、専門的な部分なので、少し丁寧にご説明いただければと思います。

(健康医療局長)

ご説明します。3番の新たな推計モデルについて、前回の令和2年6月18日の本部会議後、同年6月19日付の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症推進本部の事務連絡で、今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について、国から推計ツールが示されました。

この国の推計ツールを用いて、本県の状況を踏まえた数値を入力したところ、入院患者のピークは厚生労働省の基準日（人口 10 万人当たりの新規感染者数が週 2.5 人となった日）から 23 日が経過した後に 1,033 人となり、それがピークで、下のグラフのとおりです。

そして現在、基準日の翌日にこのメッセージを発動した場合は、14 日以内に直ぐに患者を受け入れられる即応病床を 1,100 床確保しています。今のところ、下のグラフのとおり、即応病床は 650 床確保していますが、国の基準日が横軸のところまで 0 となっています。基準日の翌日に神奈川警戒アラートを発動した場合、即応病床は 15 日に当たるまでの間に各医療機関にアラートを掛けることにより 1,100 床に拡充できる確保体制を取っています。なので、14 日以内に 1,100 床確保できる体制を維持していることから、想定している医療提供体制で対応できる見込みです。

そうした中で、4 番の神奈川警戒アラートの発動基準の見直しについてです。

先ほど、2 番で申したモニタリング指標の K 値と新規陽性者数、感染経路不明の割合を 3 つ全て満たしている場合、専門家の意見を聞いて医療の状況や監視体制を総合的に見て神奈川警戒アラートを出すということが、前回の令和 2 年 6 月 18 日の対策本部で決められたところですが、この度、国の人口 10 万人当たりの新規感染者数は週に 2.5 人、こちらを神奈川県に当てはめると週に 230 人となったということが 3 番の大きなところではあります。

4 番ですが、社会への協力要請を行う基準日として、人口 10 万人当たりの新規感染者数が週 2.5 人となった日としているということで、遅くとも基準日の翌日には、確実に警戒アラートを発動させるということから、この基準を神奈川警戒アラートの発動基準にしたいと考えます。

具体的には、本県の人口で再計算すると、一日当たり新規陽性患者数が一週間平均で 33 名であり、これを神奈川警戒アラートの発動基準にしたいと考えます。

下の方に参考として付けていますが、7 月 2 日から 7 月 8 日の新規患者発生数は週平均で 17.14 人ですので、現状のおよそ倍の感染者数は一週間平均で発生するようになったとき、新たな神奈川警戒アラートの発動基準ということで考えていければと考えています。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。今の点につきまして、各構成員の皆様からご意見等があればお願いします。

（本部長（知事））

今まで神奈川警戒アラートの初動基準というのは色々ありましたよね。この K 値や新規陽性者数、感染経路不明率がありましたが、これはどうしますか。

（健康医療局長）

後ほどの議題になるところですが、これらの指標についてはモニタリングの指標で現在の状況を確認していく上での指標として有効に活用していきたいと考えています。

(くらし安全防災局長)

他にいかがでしょうか。確認ですが、私から質問したいのですが、前回の本部会議で、神奈川警戒アラートは主に3つの指標で見直すことで決まりました。ところがその後、国が新しい基準、10万人当たり2.5人と出してきたので、神奈川警戒アラートはそちらに移す。その代わりに今までの指標は引き続きモニタリング指標として継続して監視していくというイメージでよろしいでしょうか。

(健康医療局長)

そのとおりです。

(本部長 (知事))

そのモニタリング指標というのはどういうことかというのは、やはり皆さんで共通認識を持っておかないといけません。

(健康医療局長)

モニタリング指標につきまして、次の対処方針のところでは別紙で案として出しています。こちらの対処方針の5ページ目のところですが、実際に感染の状況、医療の状況、監視体制、それぞれ感染の状況の3つの指標や、医療の状況なら重症患者数や中等症患者数があります。こちらが、前回の令和2年6月18日の本部会議で指標として定められたものですが、このモニタリング指標を注視し、そして感染リスクの高い箇所への注意喚起を適宜実施するためにモニタリング指標の中から浮かび上がってきたハイリスクな行動を取らないためのものを浮かび上がらせるための指標ということで、適宜、数字を毎日更新していきながらきちんとチェックしていき、特定のクラスターが発生していると分かった場合には、そちらは自粛に向けた注意喚起に繋げていく指標です。

一方、警戒アラートというものについて、具体的に即応病床数を650床から1,100床まで拡充するといった医療機関に対して病床確保の要請を求めていくものを警戒アラート指標と分けて考えていきます。

(本部長 (知事))

ということは、今までの神奈川警戒アラートの指標がモニタリング指標に変わるということですね。そうすると、今のままいくと、「警戒アラートが出ますよ」というメッセージを出すということですね。

(健康医療局長)

そのまま特に対策を取らなければ、警戒アラートになりますので、その早めの段階で患者数を抑制するための行動変異を起こしていただくためにモニタリング指標を活用するということです。

(本部長 (知事))

そうすると、そのモニタリング指標は一般県民に向けたもので、警戒アラートを出した瞬間にまた医療機関を元に戻していくというかコロナ体制にもっていくというか、そのアラートになるという仕分けで良いですね。

(健康医療局長)

そのとおりです。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(政策局長)

質問ですが、再警戒のモニタリング指標について、注視し、感染リスクの高い箇所に注意喚起するという点で、それが事業所を指すのか業種を指すのかという点が1つと、そこへの注意喚起といった場合にモニタリング指標の中でそういったところに繋がる部分、感染リスクの高低をこれで見ることができるといった要素があるのかどうかといった点を教えてください。

(健康医療局長)

感染リスクの高い箇所については、地域や特定の業種・店舗を幅広く取っていけるものと思います。この中でいうと、例えば地域ごとに数字が出るものとしてはLINEの発熱傾向がマップで今後提供されるとのことなので、そちらを参考にしながら監視していきます。

(くらし安全防災局長)

よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは特に意見がないようなので、この後の対処方針の改定でもこの話は出てきますので、次に対処方針の改定について議題とします。

4ページ目、今回の主要な議題としてはイベントをどうするか、今の議論を踏まえ、神奈川警戒アラートの取扱いについて対処方針にしっかり盛り込んでいくということが主要な議題になります。

まず、対処方針をご覧いただく前に私からイベントの話をするので、15 ページ目、国からの事務連絡を先ず簡単に説明します。

昨日、内閣官房から7月10日以降における都道府県の対応についての事務連絡で方向性が出ています。

かいつまんで説明しますが、本文の2行目、令和2年5月25日付事務連絡云々においての更に3行下のところで段階的に緩和する方針を示したということですが、同年7月10日以降は、その事務連絡で示した段階的緩和の方針のとおりとするというのが、肝の部分です。

同年5月25日付事務連絡でどのようなことが示されたかという、何枚か捲ると、表が4種類程出てきます。要は、イベントの考え方について、同年5月25日の事務連絡で示された、それが現時点でこのとおりで同年7月10日からも継続するという事です。

事務連絡の2ページ目、催物の開催制限、いわゆるイベントの開催制限について、記述があり、(1)で催物開催の目安ということで、同年5月25日付け事務連絡で示されているとおり、同年7月10日から31日までの間の催物開催の目安は、次の行まで飛びますが、適切な感染防止策が講じられることを前提に、黒ポツ1番目、屋内、屋外ともに5,000人以下ということでして、同年5月25日の事務連絡のとおり、明日から5,000人以下ということで、プロスポーツイベント等はこの考え方に沿って今動いているという状況です。それ以下はテクニカルなことが書かれていて、このページの下の方になお書きの段落があります。

「なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。」ということで、同年7月10日から5,000人規模のイベントについては解除しますが、もし何かあれば、無観客化や中止・延期ということもあり得るという留意を示しているところです。

更に飛びまして、事務連絡の4ページ目、② 都道府県との事前相談、1行目後段から。

「全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、「事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切」である。」という考え方を示しており、次の黒ポツの2ポツ目2行目から、「全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下「全国的又は大規模なイベント」という。）の開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について各都道府県に事前相談をするよう依頼しておくこと。」とあります。

次の段落、「イベント開催について事前相談があった場合には、各都道府県は、地域の感染状況等に応じたイベント開催の方針を伝えるとともに、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策が実施されることを確認すること」とあります。

更に次の段落、「また」ということで、これは国に言っていることですが、「また、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、全国的又は大規模なイベントを開催する場合に各都道府県に対して事前相談をする旨を盛り込むよう促すこと。」としており、端的に言うと、大きなイベントの開催に当たって、しっかりと事前に各都道府県に相談しなさいと、それを各省庁も業界に働きかけますし、各都道府県もしっかりと周知し、事前に相談をいただきたいという趣旨が書かれています。

したがって、野放図に5,000人まで良いということではなく、しっかりと感染防止対策等に注意しながら静かに実施するということが滲み出ています。

こうしたことを踏まえ、長くなり恐縮ですが、24分の4ページ目へ戻っていただき、対処方針の2ページ目です。

(3) イベント自粛の段階的な解除(別紙)において、「7月10日午前0時をもって、屋内・屋外ともに5,000人以下のイベントについて自粛の要請を解除する。」とさせていただきたいと思えます。「なお、5,000人を超えるイベントの自粛の要請の解除については、別紙に沿って、解除を検討する。」この別紙というのは、国の5月25日の事務連絡に則った表になっています。

したがって、特段大きな問題がなければという前提になりますが、8月1日にかなり解除するという方向の議論をするということです。

ただ、次の丸印のところに、前回から注意喚起としてしっかり記載していますが、「イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに本県独自の取組である「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。」これは引き続き、記載したところです。

イベントについては以上ですが、ページを飛ばして別紙の3番、3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について、これは国の5月25日付の事務連絡に準拠していますが、7月10日から3段目を実施したいと考えています。次は、8月1日を目途として、上限がなくなってくるという方向ですが、これはまた別途議論させていただきたいということと、あえて別紙においても、枠外に点囲みでしつこいようですが、「イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。」と記載しました。

以上、イベントに関してはこのような方向で明日から本県においても5,000人以下のイベントは解除したいという修正です。

続いて、先ほど健康医療局長から報告していただき、概ねご了解をいただいたモニタリング関係です。対処方針の本文に戻っていただき、2ページ目の(4)感染拡大(2波)に向けた対応、ここにモニタリングと神奈川警戒アラートの発出ということで、「県は感染拡大(2波)に備え、モニタリング指標等に基づくモニタリングを継続する」、ここは

新たに加わったところで「モニタリング指標を注視し、感染リスクの高い箇所への注意喚起を適宜実施する」。先ほど、本部長からモニタリングを見て、では何をするのかということは、感染リスクの高い箇所への注意喚起を適宜実施していくという方向にしたいと考えています。

また3丸目、「神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。」と整理しています。

それから、繰り返しになり恐縮ですが、別紙の1番、再警戒のモニタリング指標ですが、先ほどの議論にありましており、これまで神奈川警戒アラートとしていたこの表の部分についてはモニタリング指標という扱いで、以下、モニタリング指標を注視し、感染リスクの高い箇所への注意喚起を適宜実施するという方向にした上で、新たに令和2年6月19日、厚生労働省から出された週当たり10万人当たり2.5人、これを2番として神奈川警戒アラートの指標に移行させていただきたい。先ほど健康医療局長からお話があったように、この指標が発出されれば、県として医療体制をしっかりと第2波に備えて対応していくと、このような流れで対処方針を改正させていただきたいと思います。

私からの説明は以上ですが、この点について何かがご意見等ございましたらお願いします。

(武井副知事)

対処方針の2ページ目、(4)で感染拡大(2波)に向けた対応のアのところにモニタリング指標関係と3つ目の白丸で神奈川警戒アラートを発動した場合ということが書かれているのですが、「神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。」と記載されており、先ほど健康医療局長から説明されたような医療体制の拡充についての言及がここには一切なく、別紙で1番が再警戒のモニタリング指標、2番が神奈川警戒アラートなのですが、ここにも記載がないので、警戒アラートが出た場合、医療供給体制をしっかりと拡大し、担保を取っていくというのは、対処方針の中では読み込めないのではという気がするのですが、その点いかがでしょうか。

(くらし安全防災局長)

今のご指摘は仰るとおりですので、前回と同じ表現になっていましたが、神奈川警戒アラートを発出した場合は、県民や事業者に対してこういうことをしていくという大きな方針を出させていただいて、今度は県側でどうするのかということが漏れていたもので、ここは後ほど本部長と相談し、医療提供体制をシフトしていくという説明があったので、それをしっかりと読み込めるように文言調整し、確定稿とさせていただきますという方向でよろしいでしょうか。

(武井副知事)

よろしくお願いします。その際、対処方針の3ページ目、「感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。」とあり、ここで感染拡大の段階に応じた病床確保の記載があるので、これとの兼ね合いをしっかりと踏まえて修正をお願いします。

(くらし安全防災局長)

分かりました。そのように対応させていただきたいと思いますが、本部長、それでよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、お願いします。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、対処方針については、大きく、イベントの話と警戒アラートの見直しの話が出ましたが、この2点について、一部修正を含め、後ほど本部長に確認をいただくという前提で本部長、ご了解いただけますでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、お願いします。

(くらし安全防災局長)

それでは、対処方針に関しては、今のご指摘を踏まえ、修正の上、確定させていただきたいと思います。

続いて、対処方針の中で、特に県の機関についてどうしていくのかということを含めたものを別途県の基本方針ということで定めているので、これについても私から説明します。

9ページ目から、県内部での話で、現在全庁コロナ体制ということで、職員が様々なコロナの事務に従事しているので、特に職員の生み出しということを意図して取り扱ってきたものです。

大きな変更点は、3枚目、紙でいう2枚目です。別添資料1ですが、イベント等の実施の扱いについて、これまで8月31日までは、県が主催するイベント等については、職員の確保という観点から基本的には中止又は延期ということで全庁的に調整していたところですが、これを年度末まで延ばしたいというものです。

なお、確認ですが、従来から議論はありましたが、これはあくまで、従事する職員を増

やすためという目的なので、県の施設の中でも、指定管理者が行うようなイベントについては県の職員の生み出しとは別の世界の話となるので、指定管理者のイベントについては対象外ということとして、通常のイベントと同様に対応していただくことになります。

もう1点が、市町村から県がこう対応したらどうしたらいいのかという照会がよくありますが、これはあくまでも県が県内部での体制を整備するための考えなので、市町村がこれに準拠するということはないので、改めて私から付言します。県内部での職員の生み出しという観点から、今のような対応をしたいということですが、もう一点、教育の関係で別紙の資料が有るので、ここは教育長からお願いします。

(教育長)

別添資料2で、県立学校における今後の教育活動についてです。県立学校については、令和2年6月1日から段階的に教育活動を再開してきています。同年7月13日以降、来週以降の教育活動について、1丸ですが、同年6月24日の通知により通常登校の開始時期を前倒しにしているのは、6月中旬に感染状況を踏まえた場合が3週間、ちょうど今ですが、そういった感染状況であれば、時差、短縮で今実施しているものを通常登校に移行していきたいという予定でした。

2丸ですが、統括官からもお話がありましたように、今の感染状況の評価を踏まえ、またイベント等の開催状況を踏まえると、県立高校についてそのまま通常登校に移行しようということではなく、やはり教育委員会の基本的考え方である児童生徒の安全・安心の確保と学びの保証を両立させていくため、同年7月13日からの通常登校への移行については、通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせ、実施していく。時差通学については、朝の段階は継続していく。具体的には、朝の混雑時間、いわゆるオリンピックの時間を避けるため、始業時間を概ね30分程度繰り下げる時差通学。通常、県立学校の始業時間は8時50分ですが、概ね9時20分以降で実施したいと、それから時差通学による授業の開始時刻は、学校が所在する地域の交通事情、生徒の交通手段、その状況を見て、各学校長がその時間を判断していきます。ただ、神奈川県内でも、公共交通機関の状況から時間帯によっては移動手段が少ないことがあるので、そうした場合には教育委員会と協議して時間を決めていくと。それから、時差通学の継続については、原則としてこれまでと同様に概ね3週間後の県の本部会議における感染状況の評価を見て判断していきたいと。ただ、コロナの感染状況については、非常に動きが速いということがあるので、その都度、健康医療局とは相談したいと思います。

「ただし」と書いていますが、時差通学を継続しない、つまり、通常登校に移行するという判断をした場合であっても、学校長の判断により個別に時差通学を継続することは可能にしたいと考えています。学校長等からの聞き取り等で、都市部における交通事情、交通混雑等を考えたとき、一定の時差通学の継続も必要というお考えの校長も多くいます。

それから時差通学の内容ですが、授業については、原則として各学校の通常の授業時間

及び時間数で実施したいです。通常的时间数というのは、学習指導要領により高校の場合50分授業、6時間実施が標準ですが、県立高校については、中には65分授業で5時間だとか、100分授業で4時間というところも有ります。

現在の時差短縮2というのは、40分の授業で6時間を確保している段階です。部活動については、既に7月3日付で部活動の再開ガイドラインということで通知していますが、感染症対策に万全を期しながら実施していく。また、学校行事についても、感染症対策を講じた上で、実施を可能とし、今後、実施に当たって対応等を記載したガイドラインを県教育委員会で作成し、各学校に示す予定です。

なお、県立特別支援学校については、同年5月22日のガイドラインに示した予定のとおり、同年8月31日から通常登校です。

今申したものは、参考にこれまでの取組、「通常登校」と「時差通学+通常登校」の違いということで、50分授業の例を挙げています。通常登校は、1校時目が8時50分にスタートし、6校時目の終了が15時15分、それを仮に30分繰り下げた場合は、1校時目は9時20分開始で6校時目の終了が15時45分となります。

基本的に首都圏の通勤通学のピークである7時半から8時半までを避ける工夫をしながら、時差通学を実施していきたいです。

なお、当然ですが、今後の感染状況や警戒アラートの中で変更していくことはあると。ただ、相当長期間にわたり、コロナと共に生きていかなければならないという中では、やはり、学びの保障を最大限確保していく、その前提は子ども達の健康と考えています。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。庁内での職員確保のために期間を延期したいということと教育としての取組についてご報告いただきましたが、こうした基本方針で対応していくということで、構成員の皆様から何かご意見等有りますか。

(本部長(知事))

警戒アラートの考え方を今変えましたが、今警戒アラートの出していない段階でモニタリング指標もこれまでの基準に達していないという状況ですね。

その中で、前段では5,000人規模の大型イベントは認めていく方向を出しながら、教育の現場では、その路線ではなく、停滞、後ろ向きな方向を出す整合性をしっかり説明しないと、県はどちらを向いているのかということで県民に混乱を生じるかもしれませんが、その辺りいかがですか。

(教育長)

私どもとしては、あくまで、次の社会を担っていく子ども達たちにとって、大切なものは当然、健康、いわゆる安全・安心と同時に、次の社会の担い手となりうる子ども達を育

てていくことを両立させていかなければならない。そうしたときに、より慎重にこれまでも対応してきましたが、今回においても時差通学を入れるということは、より慎重にという考え方と同時に、今回、時差通学を入れるけれど、それ以外の部分について、つまり授業時数や部活動、学校行事については、マスク、手洗い、消毒、こまめな換気といった令和2年6月1日以降実施してきた感染症対策をしっかり踏襲しながら、充実させていくことが両立の鍵なのだろうと私は思います。

(くらし安全防災局長)

イベントについても、先ほどから説明しているとおり、5,000人までの規模のイベントの開催自粛を解除と整理していますが、決して5,000人であれば何をやってもいいという訳ではなく、しっかりと感染防止対策を図り、万一のことがあれば、延期又は無観客の対応について国も考えているところなので、あくまで、慎重に、徐々にという考え方で、今の教育長の考え方と決して反対を向いているものではないと考えています。

(本部長 (知事))

5,000人のイベントについて、例えば東京都の数が凄く増えていますよね。例えば、東京都が5,000人規模のイベントを延期するという判断をした場合、どうしますか。

(くらし安全防災局長)

そういうことも十分可能性としてはあると思います。国の事務連絡にもあるように、感染状況を踏まえ、万が一クラスターが発生した場合、国とも協議をして対応を決めていくものなので、例えば、東京のプロスポーツでクラスターが発生した場合、東京が国と協議して対応を取ったということであれば、本県としても国と調整しながら、本県としてどうするのかということを考えていく事になると思います。

(本部長 (知事))

野球も実際観客を入れて始まるので、東京と神奈川で対応が違うとおかしなことになりますからね。その辺り、上手く調整してやってください。

(くらし安全防災局長)

他よろしいでしょうか。それでは、基本方針について、県の中のイベントの対象期間を年度末まで延ばすということについて、ご了解いただけますか。本部長よろしいですか。

(本部長 (知事))

はい、承知しました。

(くらし安全防災局長)

それでは、基本方針が確定したので、総務局長補足お願いします。

(総務局長)

前回の本部会議で知事から、県民の痛み、苦しみに寄り添って全庁コロナシフトを行うというお話がありました。また、令和2年6月24日には全庁に向けた知事メッセージも出されています。

また、先日報道にもあったように3月から5月にかけて過労死ラインを超える長時間労働を行った職員が多数出ている状況や、また最近の九州・東海地方の集中豪雨のような災害がいつ本県で発生しても不思議ではないという状況です。

先ほど知事からお話が有りましたが、本日東京では224人の感染者数が出ているという報道も有ります。そうした状況では、複合災害も発生する事が現実味を帯びてきていると思います。

只今、基本方針の改正が了承されたところですが、今年度末までのイベント等の原則中止や見直し、急を要しない事業の徹底的な見直し、協力金の支払い手続きの簡素化等既にご協力をいただいているところも有りますが、経理・監査・庶務等の全庁共通業務の改善・簡素化といった取組を進めることにより、コロナ禍で苦しんでいる県民の皆様に速やかに支援を届けるとともに、これらの業務に関わる職員の負担が集中しないようにするため、更には、コロナ時代に対応した自然災害への備えといったもののためにも全庁的に応援職員を確保しなければならないと考えています。

なお、イベント等についても、労働相談・福祉相談のような、県民目線で見ると、やってほしい相談会や講演会まで中止することを強制するものではありません。そうしたものを除き、引き続き、出来る限り控えていただければと思います。

具体的な対応については、明日、各局の副局長にお集まりいただき、お伝えさせていただく予定です。その場で詳しい質疑等を受けさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。基本方針の改定を踏まえ、各局の副局長を招集して明日、説明していただくとのことなので、よろしくをお願いします。

議題としては、以上です。ここでよろしければ、本日の議題の確定事項等を踏まえ、知事からメッセージの発出をお願いしたいと思いますので、知事、お読みいただければと思います。

(本部長 (知事))

6月18日に、自粛要請を大幅に解除してから、約3週間が経過しました。県民や事業

者の皆さんには、感染拡大防止にご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

県では、県内のイベントの開催に関して、これまで1,000人までの規模としてきましたが、明日10日から、5,000人までの規模の自粛を解除することとしました。

イベントを主催する皆さんには、開催に当たって、会場内に県が普及している「感染防止対策取組書」を掲示するなど、参加者が安心してご利用いただけるような取組をお願いします。

一方、本県では、新規陽性患者数を何とか抑え込んでいるところですが、東京都においては、ホストクラブの関係者を中心に100人を超える日が続き、本日、これまでで最も多い224名の感染者が発生しました。

そのため、県民の皆さんには、改めて、「感染防止対策取組書」が掲示されていることを確認したうえで、店舗の利用やイベントへの参加をお願いします。

また、新型コロナが流行している、ホストクラブなど都内の風営法に定める接待飲食店等に行くことを控えていただくようお願いします。

事業者の皆さんには、引き続き、在宅勤務や時差出勤など、人との接触機会を低減する取組や、「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の活用をお願いします。

With コロナの社会にあっては、ウイルスは私たちの身近にあるという意識を持って、用心して行動することが大切です。

県は、今後も県民や事業者の皆さんとともに、感染拡大防止と社会経済活動の両立に努めるほか、万一の感染拡大に備えた医療提供体制の確保に、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

令和2年7月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。以上で本日の議題は終了しました。

なお、事務連絡です。イベントに関して、明日から5,000人までの規模を解除ということですが、本日、資料には記載していませんが、毎回、本部会議の結果については、各業界の皆様にも周知をお願いしています。既に、事務局であるくらし安全防災局でひな型を用意しています。特に、スポーツや文化関係、イベントに関わる場所については、国の事務連絡、もちろん知事メッセージ等も添付しながら、都道府県への相談についても周知していきたいと思っておりますので、各業界によって、飲食店やパチンコ業界のようなイベントをまずやらないだろうというところは外すだとか、適宜、アレンジいただいて、各業界に適切に周知いただければと思います。ひな型については、後ほど、メールで送付させていただきます。事務連絡は以上です。

以上で本部会議を終了させていただきたいと思いますが、最後に本部長、何かありますか。

(本部長 (知事))

本当に今、正念場というところなので、県庁一丸となって取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いします。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。以上で終了させていただきます。